平成２６年（フ）第３３号
山梨県上野原市上野原3456番地２
債務者　大森　達朗
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第３４号
山梨県南都留郡鳴沢村8529番地の９
債務者　飯室　性二
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第５８号
山口県周南市大字呼坂1170番地の１　市営第２勝間住宅Ａ棟401号
債務者　小川　鈴子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第６１号
山口県下松市大字西豊井1412番地12
債務者　藤井　　薫
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第５９４号
神戸市長田区四番町５丁目１番地　長田駅東住宅１―202号
債務者　速山　隆司
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６０８号
神戸市垂水区福田４丁目３番４号、従前の住所神戸市北区緑町２丁目４番７―２号
債務者　小畠浩一朗（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９３号
青森市小柳６丁目16番８号　メゾンドエアリーⅡ101号
債務者　成田　裕介
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５０号
青森県西津軽郡鰺ケ沢町大字浜横沢町字船越46番地２
債務者　渋谷　輝美
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第１２３６号
名古屋市天白区元八事１丁目81番地　シャンブル八事103号
債務者　西山　大助
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２７６号
愛知県尾張旭市南新町白山148番地３　フォーブル南101号
債務者　新東化材こと　林　司瑞雄
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１８２号
名古屋市中区新栄２丁目50番37号　市営新栄荘６棟308号
債務者　藤山美矢子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１９５号
愛知県東海市富木島町八丁ケ根２番地の４
債務者　南沢真百佳
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２６２号
愛知県知多市八幡字荒井78番地の１　ミルキーウェイ102
債務者　立岡健太郎
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２５号
釧路市駒場町11番243号　Ｓ８―243
債務者　和田　勝子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月６日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第８５６８号
東京都練馬区高松５丁目15―９―302
債務者　福島　　稔
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６０１号
東京都荒川区南千住２丁目31―５　ニューホテルエデン
債務者　高田　勝治
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部